

## フランスにおける刑罰適用裁判官の生成と展開：刑の司法化、裁判化と個別化

相澤、育郎

<https://doi.org/10.15017/1654633>

---

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：全文ファイル公表済



KYUSHU UNIVERSITY

氏 名 : 相澤育郎

論 文 名 : フランスにおける刑罰適用裁判官の生成と展開  
—刑の司法化、裁判化と個別化—

区 分 : 甲

### 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は「フランスにおける刑罰適用裁判官の生成と展開—刑の司法化、裁判化と個別化—」と題し、フランスにおける刑罰適用裁判官制度を対象に、その歴史的、制度的、理論的および実証的観点から検討し、日本における展開可能性を探ったものである。

第Ⅰ部は、フランスにおける刑罰適用裁判官の生成と、刑罰適用裁判官前史、刑罰適用裁判官発展期、そして刑罰適用裁判官確立期という3つの時代区分のもと、それぞれの立法経過を中心に、刑罰適用裁判官の歴史的な生成を検討した。第Ⅰ部において明らかにされたのは、刑罰適用裁判官は現在では確立した制度であるかのように思われているが、その創設当初から、様々な問題や矛盾を孕んでいたということであった。とりわけ、その出自に由来する「半・行政的」な性格は、刑罰適用裁判官の職務や決定の性質をあいまいにし、それゆえに批判の対象となっていた。また、当該制度も政治の波乱から逃れることができず、厳罰化要求のもとでその権限を減じられた時代があった。こうした刑罰適用裁判官の出自と政治をめぐる諸展開は、今後の日本での展開可能性を検討するための重要な議論の素材となると考えられる。

第Ⅱ部は、フランスにおける刑罰適用裁判官の制度的展開とし、現在の当該裁判官の権限とその周辺の機関との関係を検討した。検討に当たっては、刑罰適用裁判官制度全体に共通する手続きや権限を概観し、次いで、刑罰適用裁判官、刑罰適用裁判所および控訴院刑罰適用部の手続きや権限を個別に検討した。これらの検討から明らかとなったのは、今日の刑罰適用裁判官は、極めて大きな権限を有し、いわゆる刑の修正手続の主導的な決定者であり、社会内処遇の監督者であると同時に、行政機関の活動を方向づける管理者としての役割をも担っていることである。また、当該制度は、今やほぼ完全な裁判化を実現する一方で、度重なる法改正により全体の構成が極めて複雑なものとなっていることも明らかとなった。この点では、日本における展開可能性を検討するためには、日本の制度との異同に留意しながら、慎重な取捨選択が必要となってくる

第Ⅲ部は、フランスにおける刑罰適用裁判官の理論的展開として、刑罰適用裁判官制度を論じる際に必ずと言っていいほど言及されるレイモン・サレイユの著書『刑の個別化』およびマルク・アンセルの『新社会防衛論』の両者を中心にその理論的な基礎づけを検討した。また、刑の個別化や刑罰適用裁判官をめぐるフランス憲法院およびヨーロッパ人権裁判所の判例も検討することで、今日当該制度に与えられている人権保障上の意義を検討した。まず、サレイユの著書の検討からは、各刑法学派と刑の個別化との関係が明らかとなり、この観念の内容がより明確なものとなった。また、サレイユの刑の個別化の観念は、旧派と新派の折衷と考えることができるが、その内容は独自のものであり、サレイユ自身は行刑裁判官制度を提案していないにもかかわらず、現在の刑罰適用裁判官制度に共通する点も見受けられた。アンセルの著書の検討からは、戦後の新社会防衛論の理

論的基礎づけを明らかにするとともに、アンセルの提案する行刑裁判官制度と、現在の刑罰適用裁判官制度との異同が明確になった。加えて、憲法院およびヨーロッパ人権裁判所の判例の検討からは、刑罰適用裁判官による刑の個別化や裁判化は、今日、人権保障上極めて大きな意義を持つことが示された。

第IV部は、フランスにおける刑罰適用裁判官の実証的展開として、刑罰適用裁判官に関わる種々の統計からその実態を明らかにするとともに、当該裁判官が関わる手続きの実証研究の成果を検討することで、この制度の実務への有効性を明らかにした。とりわけ、刑の修正手続は再犯に対して有意な効果を有しており、日本の実務への応用が期待されるものもある。もっとも、当該制度は再犯予防という観点だけではなく、広く人権保障上の要請を満たすものでなければならないことも確認した。

第V部は、フランスにおける刑罰適用裁判官の日本における展開可能性として、これまでの議論を踏まえたうえでの日本法への応用可能性について検討した。検討に際しては、日本における具体的な展開可能性を探る一局面として、近時の罪を犯した高齢者・障がい者に対する種々の支援策を取り上げ、その課題を検討するとともに、刑罰適用裁判官による「刑の修正手続」が当該局面において一定の役割を果たしうることを明らかにした。

結論においては、上記の議論を総括したうえで、残された検討課題と今後の研究の方向性を示した。